

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月12日
【会社名】	株式会社ライフコーポレーション
【英訳名】	LIFE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 清水 信次
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っており ます。 東京都台東区台東一丁目2番16号(東京本社)
【電話番号】	03(5807)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括本部副本部長兼経理部長 内田 良一
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東一丁目2番16号(東京本社)
【電話番号】	03(5807)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	近畿圏経理部長兼首都圏経理部長 梶野 浩一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 156,114,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ライフコーポレーション東京本社 (東京都台東区台東一丁目2番16号) 株式会社ライフコーポレーション大阪本社 (大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成30年1月12日に、四半期報告書(事業年度第63期第3四半期 自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成29年10月10日に提出した有価証券届出書、並びに平成29年10月11日及び平成29年10月13日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第三部 参照情報
- 第1 参照書類
- 第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)平成29年5月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第63期第1四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)平成29年7月14日 関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第63期第2四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日)平成29年10月13日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年10月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月29日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)平成29年5月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第63期第1四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)平成29年7月14日 関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第63期第2四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日)平成29年10月13日 関東財務局長に提出

(3) 事業年度 第63期第3四半期(自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)平成30年1月12日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年1月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年10月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年10月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年1月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年1月12日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。